発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 995

平成31年2月11日 (月曜日)

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発 行

國村公認会計士事務所

〒760-0080 香川県高松市木太町1870-1

TEL: (087) 813-0826

URL:http://kunimura-cpa.jp/

人事

注目を集める「給与前払いサービス」 そのメリットと注意すべきポイントとは?

働いた分だけすぐ現金が受け取れる「給与前払い」がトレンドとなりつつある。人材派遣を手がけるツクイスタッフが、給与前払いサービス「キュリカ」の導入を開始。「キュリカ」は、人材派遣大手のヒューマントラストが2016年にスタートし、昨年10月時点で11万人が利用している。八千代銀行と東京都民銀行、新銀行東京の3行合併で昨年発足し、東京都内では最大級の地銀となったきらぼし銀行も「前給」と銘打った給与前払いサービスを展開。導入企業は700社を超えた。

背景にあるのは、深刻な人手不足と、労働者の 4割近くまで膨れ上がっている非正規雇用の増加。賃金が上がらずやりくりが厳しい人にとっては、必要なときに「給与」が引き出せるのが魅力的であり、企業側にとっては有効な引き留め策になるというわけだ。実際、この制度を導入して離職率が半減した大手飲食チェーンもあり、前述のツクイスタッフも同様の効果を狙ったのだろう。

しかし、給与前払いサービスの多くは、従業員側に手数料を課す。その額は、良心的とされる「キュリカ」で原則432円。対価がかかるのは当然だが、従業員の給与が目減りしていくため、長い目で見ればQOL向上につながらないことは明白で、本質的な意味での福利厚生にはならない。今後、人口減少スピードがさらに加速することを踏まえると、企業が生き残るためには人材の質向上が不可欠。長期的な視点に立てば、「給与前払い」は諸刃の剣と言えるかもしれない。

税務会計

タクシーチケットの税務処理に注意 求められる利用実態に応じた処理

ビジネスシーンでタクシーを利用する際に使われるのがタクシーチケット。タクシー料金をその都度現金で支払うのでは領収書も毎回もらい処理する必要があるので手間がかかる。タクシーチケットを利用して後日一括支払いであれば領収書の扱いや経理処理も簡単。タクシーチケットのメリットは精算がとても簡単になるという一点につきる。

ところで、このタクシーチケットの使用料金の税 務処理には注意が必要である。一般的に、企業は、 契約したタクシー会社が1月ごとに発行する請求書 に基づき料金を支払っているが、その料金を一括し て旅費・交通費等として損金に算入するような処理 は、税務上認められない。タクシーの利用料金は、 支払がタクシーチケットか現金かにかかわらず、そ の利用実態に応じた処理が求められる。

例えば、取引先などを接待した際に、自宅に送り届けるためにタクシーを使ったのであれば、その料金は交際費ということになる。

こうしたタクシーチケットの利用内容まで税務当 局にはいちいち分からないだろうと考える向きもあ るようだが、乗車日時や乗車経路まで分かるシステ ムとなっており、ネオン街から乗車したものを交際 費ではないと言い張っても認めてはくれないだろ う。税務処理は注意が必要な所以だ。

なお、タクシーチケットの精算日と期末日がずれているようなときでも、支払ベースで処理してもいいこととされている。

今週のキーワード

給与前払い

従業員の請求により、すでに労働した分の給与を支給日よりも前に支払うこと。企業の福利厚生の一環として行われてきた。労働基準法で該当するのは「非常時払いの原則」であり、「出産」「疾病」「災害」「結婚」「死亡」「1週間以上の帰郷」の際に適用される。現在普及しつつある給与前払いサービスは法的にグレー。一部報道によれば、厚生労働省は「第三者が介在して支払うのが労働基準法上、適切かを見極めたい」、金融庁は「難しい問題ですぐに判断は下せない」とコメントしたとされる。